

新旧対照表

浦安市児童発達支援・放課後等デイサービス利用者負担額の助成に関する規則等の一部を改正する規則

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前		
<p><u>(浦安市児童発達支援・放課後等デイサービス利用者負担額の助成に関する規則の一部改正)</u></p> <p>第1条 <u>浦安市児童発達支援・放課後等デイサービス利用者負担額の助成に関する規則(平成18年規則第55号)の一部を次のように改正する。</u></p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 助成金の交付を受けることができる者は、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている支給決定保護者であって、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条第1号から第5号までに該当するものとする。</p> <p><u>(浦安市障がい者等移動支援事業の実施に関する規則の一部改正)</u></p> <p>第2条 <u>浦安市障がい者等移動支援事業の実施に関する規則(平成19年規則第3号)の一部を次のように改正する。</u></p> <p>別表(第8条)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>省 略</td> </tr> </table> <p>注</p> <p>1 この表において「市民税課税世帯者」とは、次の各号のいずれかに該当する利用者をいう。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) 障がい児であって、その保護者が令第17条第1号から第3号まで又は児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条第1号から第5号までに掲げる者に該当すること。</p> <p>2 この表において「市民税非課税世帯者」とは、次の各号のいずれかに該当する利用者をいう。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) 障がい児であって、その保護者が令第17条第4号又は児童福祉法施行令第24条第6号(同号に掲げる者のうち、同号に規定する全ての負担額算定基準者が無償化対象通所児童である通所給付決定保護</p>	省 略	<p>(対象者)</p> <p>第2条 助成金の交付を受けることができる者は、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている支給決定保護者であって、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条第1号又は第2号に該当するものとする。</p> <p>別表(第8条)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>同 左</td> </tr> </table> <p>注</p> <p>1 同 左</p> <p>(1) 同 左</p> <p>(2) 障がい児であって、その保護者が令第17条第1号から第3号まで又は児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条第1号若しくは第2号に掲げる者に該当すること。</p> <p>2 同 左</p> <p>(1) 同 左</p> <p>(2) 障がい児であって、その保護者が令第17条第4号又は児童福祉法施行令第24条第3号に掲げる者に該当すること。</p>	同 左
省 略			
同 左			

(下線の部分が改正部分)

改 正 後

改 正 前

者にのみ該当する者を除く。)に掲げる者に該当すること。

(浦安市障害福祉サービス等に係る利用者負担額の助成に関する規則の一部改正)

第3条 浦安市障害福祉サービス等に係る利用者負担額の助成に関する規則(平成19年規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表(第4条)

区分		助成の額
省 略		
障がい児の保護者(里親を除く。)	当該保護者の属する世帯が令第17条第1号から第3号まで又は児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条第1号から第5号までに該当するとき。	その月の利用者負担額から18,600円を除いて得た額
障がい児の保護者(里親に限る。)	当該障がい児のみで世帯が構成されたと仮定した場合の当該世帯が令第17条第1号から第3号まで又は児童福祉法施行令第24条第1号から第5号までに該当するとき。	その月の利用者負担額から18,600円を除いて得た額
	当該障がい児のみで世帯が構成されたと仮定した場合の当該世帯が令第17条第4号又は児童福祉法施行令第24条第6号(同号に掲げる者のうち、同号に規定する全ての負担額算定基準者が無償化対象通所児童である通所給付決定保護者にのみ該当する者を除く。)に該当するとき。	その月の利用者負担額に相当する額

(浦安市障がい者等日中一時支援事業の実施に関する規則の一部改正)

第4条 浦安市障がい者等日中一時支援事業の実施に関する規則(平成19年規則第44号)の一部を次のように改正する。

別表(第4条)

区分		助成の額
同 左		
障がい児の保護者(里親を除く。)	当該保護者の属する世帯が令第17条第1号から第3号まで又は児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条第1号若しくは第2号に該当するとき。	その月の利用者負担額から18,600円を除いて得た額
障がい児の保護者(里親に限る。)	当該障がい児のみで世帯が構成されたと仮定した場合の当該世帯が令第17条第1号から第3号まで又は児童福祉法施行令第24条第1号若しくは第2号に該当するとき。	その月の利用者負担額から18,600円を除いて得た額
	当該障がい児のみで世帯が構成されたと仮定した場合の当該世帯が令第17条第4号又は児童福祉法施行令第24条第3号に該当するとき。	その月の利用者負担額に相当する額

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前		
<p>別表（第7条）</p> <table border="1" data-bbox="217 344 1104 384"><tr><td>省 略</td></tr></table> <p>注</p> <p>1 この表において「市民税課税世帯者」とは、次の各号のいずれかに該当する利用者をいう。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) 障がい児であって、その保護者が政令第17条第1号から第3号まで又は児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第24条第1号から第5号までに掲げる者に該当すること。</p> <p>2 この表において「市民税非課税世帯者」とは、次の各号のいずれかに該当する利用者をいう。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) 障がい児であって、その保護者が政令第17条第4号又は児童福祉法施行令第24条第6号（同号に掲げる者のうち、同号に規定する全ての負担額算定基準者が無償化対象通所児童である通所給付決定保護者にのみ該当する者を除く。）に掲げる者に該当すること。</p> <p>3～8 省 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	省 略	<p>別表（第7条）</p> <table border="1" data-bbox="1193 344 2080 384"><tr><td>同 左</td></tr></table> <p>注</p> <p>1 同 左</p> <p>(1) 同 左</p> <p>(2) 障がい児であって、その保護者が政令第17条第1号から第3号まで又は児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第24条第1号若しくは第2号に掲げる者に該当すること。</p> <p>2 同 左</p> <p>(1) 同 左</p> <p>(2) 障がい児であって、その保護者が政令第17条第4号又は児童福祉法施行令第24条第3号に掲げる者に該当すること。</p> <p>3～8 同 左</p>	同 左
省 略			
同 左			